

(案)

## 大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム導入事業契約書

大和高田市（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム導入事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム（以下「システム」という。）の提供について、甲、乙の合意が必要な事項を定めることを目的とする。

（法令等の遵守）

第2条 甲、乙は、本契約に基づき実施する全ての事項は、日本国国内法令及び大和高田市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（定義）

第3条 本契約において使用される用語の定義はそれぞれ次の各号に規定するとおりとする。

（1）通信設備

システムを利用するために乙が用意するデータセンター、通信機器、通信回線等。

（2）システム用設備

システムを提供するにあたり、乙が設置するコンピュータ及びその他の機器、ソフトウェア。

（システムの機器等の納入等）

第4条 乙は、システム運用期間の開始日の7日前までに、甲の指定する場所にシステムの機器等を納入し、正常な状態で使用できるようにしなければならない。

2 乙は、システムの導入が遅延するおそれがある場合には、その理由及び遅延日数を甲に報告し、その承諾を得なければならない。

（システムの維持管理及び利用）

第5条 甲は、乙の指定する環境の下に、システムを維持管理及び利用しなければならない。

2 甲は、システム内の現況調査を行い、必要な場合には、現況の改善、修復等を求めることができる。

3 甲は、乙の承諾を得ずに、システムを甲が指定する以外の方法で利用し、第三者に貸与し、又は担保の用に供してはならない。

（システム等の保守運用）

第6条 乙は、システム等が常時正常に稼働する状態に維持するために、必要な保守を仕様書に基づき行わなければならない。

2 乙は、甲からシステム等の不具合の連絡を受けたときは、乙の負担で速やかに修理又は交換しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

3 乙は、サービスレベルの維持に努め、システム等の故障、動作不具合が発生したときは、調査の上、甲に報告する。

（事業内容）

第7条 本契約の事業内容は、別紙「大和高田市立学校施設の鍵管理及び予約システム導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める。

（契約金額）

第8条 本契約の契約金額は、金\_\_\_\_\_円（うちシステム導入に係る額 金\_\_\_\_\_円、システム利用に係る額 金\_\_\_\_\_円。いずれも消費税及び地方消費税を含む。）とする

（契約期間）

第9条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は大和高田市契約規則（平成11年大和高田市規則第9号）第30条第3項第3号に基づき免除とする。

(履行場所)

第11条 契約履行の場所は、原則、仕様書にて甲が指定する場所とし、その内容に変更が生じた場合は別途協議の上決定するものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第12条 甲、乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生ずる権利若しくは業務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託すること又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

2 乙は、再委託先に対して本契約において乙が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

3 乙は、再委託先の行為について、乙と連帯してその責任を負うものとする。

(検査)

第14条 甲は、システム導入完了後、10日以内にシステムの検査を行わなければならない。

2 前項の検査の結果、甲がシステムの補修の必要があると認めた場合は、乙は遅滞なく補修を行った後、甲の再検査を受けるものとする。

3 検査に必要な費用及び検査により生じたシステムの滅失、不具合等については、乙の負担により対応するものとする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、納入されたシステム等が契約の内容に適合しないものであった場合は、当該機器の引渡し後、乙に対し、補修、代品の提供または不足分の提供による追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じてシステムの導入及び運用に係る手数料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項又は第3項の規定による請求は、第4条の規定により納入された日から1年以内に行わなければならない。

(契約代金の支払)

第16条 システム導入費は、第14条の検査に合格した後、乙は甲の指示する手続きに従って契約代金を請求することができる。

2 システム利用料は、当月分の利用料を翌月初めに請求することができる。

3 甲は、前項の規定による適正な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙に請求金額を支払うものとする。

(契約金額の変更等)

第17条 甲又は乙は、契約期間中に物価、労働賃金等の経済状況の大幅な変動若しくは仕様書と大きく変動した場合又はその他予期せぬ非常事態が発生した場合は、相手方に書面により委託業務の内容若しくは仕様の変更又は業務委託料の変更を求めることができるものとし、甲乙協議して決定するものとする。

(設備などの障害など)

第18条 乙は、通信設備及びシステム用設備などに障害があることを知ったときは、甲に対し、速やかにその旨を通知する。

2 乙は、通信設備及びシステム用設備などに障害があることを知ったときは、遅滞なく当該設備を修理または復旧する。

3 前各項のほか、通信設備及びシステムに不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

(履行遅滞)

第19条 乙が、その責めに帰すべき理由によりシステムを甲の指定する期日までに業務を完了することができない場合において、履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率年3.0%(令和8年3月6日財務省告示第54号)を乗じて計算した額を遅延利息として甲に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

2 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき又は甲の都合により納入期日が遅れたときは、遅延利息を徴収しないものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、乙へ何らの催告も要せず本契約の全部若しくは一部を解除できるものとする。

(1) 差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、システムの提供に支障があると認められる場合

(2) 民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき

(3) 自ら出し若しくは引受けた手形または小切手に不渡りが発生したとき

2 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、甲への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。

(1) 甲が本契約に違反し、乙から甲に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合

(2) 甲が支払期日をすぎても請求金額を支払わず、乙から甲に対する支払いの催告の後相当の期間が経過してもなお請求金額が支払われない場合

(3) 甲がシステム用設備等に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合

(4) その他本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

3 甲は、乙及びその代理人との間に、この契約に係る物件等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団(大和高田市暴力団排除条例(平成23年大和高田市条例第22号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号の暴力団をいう。)、暴力団員(暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(次期システムへの移行支援)

第21条 乙は、理由の如何を問わず本事業が終了する場合は、甲が定めるところに従い、甲が業務を継続して遂行できる必要な措置を本事業終了日までに講じなければならない。

2 乙は、前項における措置として、次期システムへの移行、データ移行、消去及び業務引継ぎ等に関しては、甲に対し誠意をもって支援協力するものとする。

(秘密保持)

第22条 甲、乙は、本契約における「秘密情報」を、本契約にもとづき相手方から開示を受ける技術上・行政上などの情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、電子文書・電磁的記録として開示される情報
- (2) 秘密である旨を告知した上で口頭により開示される情報であって、口頭による開示後15日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの

2 甲、乙は、互いに秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意または法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表及び配布をしないものとする。

3 甲、乙は、秘密情報を開示された目的にのみ使用する。

4 甲、乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 開示時点で既に公知であった情報、または既に保有していた情報
- (2) 開示後、甲及び乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

5 甲、乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、またはシステム提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第1項の秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還または破棄するものとする。開示が電子文書または電磁的記録による場合の取扱い及び破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上、決定する。

(個人情報の取扱い)

第23条 乙は、次に掲げる法令等を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
  - (2) 大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月14日条例第20号）
- (損害賠償)

第24条 甲、乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。損害賠償額については甲乙協議の上、賠償責任を負うものとする。

(免責)

第25条 システムまたは本契約に関して乙が負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 第20条第2項にもとづく本契約の解除
- (2) 天災地変その他の不可抗力
- (3) 電気通信事業者が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (4) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
- (5) その他乙の責に帰すべからざる事由

(疑義の解決)

第26条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

(甲) 大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内大造

(乙) 所在地  
事業者名  
代表者名